

総合事業単価表 令和6年4月

	対象者	サービスの種類		金額 (1回につき)	月上限額	備考	
第1号訪問事業	事業対象者 要支援1・2 (週1回利用)		身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,870円	11,760円	加算は国が示す基準と同様
				短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,630円		
			生活援助が中心である場合	45分以上	2,200円		
				20分以上45分未満	1,790円		
	事業対象者 要支援1・2 (週2回利用)	訪問介護相当サービス	身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,870円	23,490円	加算は国が示す基準と同様
				短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,630円		
			生活援助が中心である場合	45分以上	2,200円		
				20分以上45分未満	1,790円		
	事業対象者 要支援2 (週2回超利用)		身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,870円	37,270円	加算は国が示す基準と同様
				短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,630円		
			生活援助が中心である場合	45分以上	2,200円		
				20分以上45分未満	1,790円		
事業対象者 要支援1・2 (週1回利用)	訪問型サービスA	身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,440円	11,760円	加算なし	
			短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,390円			

		生活援助が中心である場合	45分以上	1,870円				
			20分以上45分未満	1,520円				
事業対象者 要支援1・2 (週2回利用)		身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,440円	23,490円	加算なし		
			短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,390円				
		生活援助が中心である場合	45分以上	1,870円				
			20分以上45分未満	1,520円				
事業対象者 要支援2 (週2回超利用)		身体が中心である場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 60分未満	2,440円	37,270円	加算なし		
			短時間の身体介護が中心である場合 20分未満	1,390円				
		生活援助が中心である場合	45分以上	1,870円				
			20分以上45分未満	1,520円				
第1号通所事業	事業対象者 要支援1 (週1回利用)	通所介護相当サービス	5時間以上		4,360円	17,980円	加算は国が示す基準と同様	
			5時間未満		2,910円	11,990円		
	事業対象者 要支援2 (週2回利用)		5時間以上		4,470円	36,210円	加算は国が示す基準と同様	
			5時間未満		2,980円	24,140円		
	事業対象者 要支援1 (週1回利用)		通所型サービスA	5時間以上		3,710円	17,980円	送迎加算 200円/回 ※月上限額内で加算
				5時間未満		2,470円	11,990円	
事業対象者 要支援2 (週2回利用)	5時間以上			3,800円	36,210円	送迎加算 200円/回 ※月上限額内で加算		
	5時間未満			2,530円	24,140円			
第1号介護予防支援事業				1月につき	4,420円		加算は国が示す基準と同様	